

各種提出書類一覧（開発許可関係）

本提出一覧表は、開発許可に係る書類の提出書類や部数についてまとめているものである。

下記に記載される“省令”は、『都市計画法施行規則』、“規則”は、『春日部市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則』を示す。

■工事着手届

提出書類	提出部数
届出書（規則 様式第3号） 撮影位置図 許可標識設置写真 ^{注1} （全景・近景）	1部

■中間検査依頼^{注2}

提出書類	提出部数
依頼書（規則 様式第5号） 案内図 開発許可申請図書（検査に該当するもの全て）	1部

■開発許可事項変更許可申請書

提出書類	提出部数
申請書（規則 様式第8号） 変更理由書 ^{注3} 変更一覧 開発許可申請図書（変更前・変更後）	2部

■開発許可事項変更届出書

提出書類	提出部数
申請書（規則 様式第9号） 変更理由書 ^{注3} 変更一覧 開発許可申請図書（変更前・変更後）	2部

■工事完了届出書^{注2}

提出書類	提出部数
届出書（省令 別記様式第四） 案内図 確定測量図（宅地分譲は、区画割求積図も添付） 図面（土地利用計画図・給排水計画図・境界構造図等） 写真（全景・各種施工写真）	1部 ※確定測量図及び図面については、2部

■開発行為の廃止届

提出書類	提出部数
届出書（省令 別記様式第八） ^{注4}	1部

注1：許可標識は、『規則 様式第4号』に準じる

許可標識は、縦50cm以上、横60cm以上とし、材料は木板又は金属板とすること

注2：公共施設等の検査（完了・中間）については、所管部署で申請等を行ってください。

注3：申請書等に明示できない場合に限る

注4：許可申請者が都市計画法第44条に基づき一般継承がなされている場合、その繋がりが分かる資料の提出が必要となる

例）分家住宅の許可者の一般承継の場合：戸籍・土地謄本等